明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○予防接種法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五〇）　一

省令

○厚生労働省令第百五十号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第二項の規定により適用する同法第十二条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月二十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 **第十九条**　法附則第七条第二項の規定により適用する法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。	附　則 **第十九条**　法附則第七条第二項の規定により適用する法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。
症状	期間	症状	期間
（略）	（略）	（略）	（略）
心膜炎	二十八日	心膜炎	二十八日
熱性けいれん	七日	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。